

第 1 章 計画策定の経緯と目的（素案）

第 1 節 計画策定の経緯

史跡広島城跡は現在の広島市中心市街地の北側に位置しており、天正 17（1589）年、毛利輝元による太田川河口の五ヶ村への築城着手が、広島城とその城下町の形成と発展の始まりとされている。明治維新後は、明治 4（1871）年に鎮西鎮台第一分営が設置されたのを始めとして陸軍関係の施設が整備され、明治 27（1894）・28（1895）年の日清戦争に際しては、大本営が設置されるなど、軍事的性格を次第に強めていった。近世広島城に関連する建造物は主要なものを除いて解体され、中堀・外堀に加えて運河として開削された西堂川・平田屋川も段階的に埋め立てられていった。それでも城郭跡内には、大正 15（1926）年に史蹟名勝天然記念物保存法により史蹟指定された大本営跡のほか、国宝保存法により昭和 6（1931）年に国宝指定を受けた天守を始め、表御門・中御門・裏御門の一部や櫓の一部などといった近世の姿をとどめる城郭建造物も残されていたが、昭和 20（1945）年 8 月 6 日の原子爆弾投下により、全て倒壊あるいは焼失してしまった。

昭和 26（1951）年に広島県内を会場として実施された第 6 回国民体育大会において、付帯事業の一つとして体育文化博覧会が広島城跡一帯を会場として開催された。その中で広島城天守台に木造仮設の模擬天守が建てられ、国体終了とともに解体されたが、これが天守再建を求める市民の声を高める契機となった。昭和 28（1953）年、本丸・二の丸を中心とした内堀内側の区域が文化財保護法により史跡として指定された。昭和 31（1956）年には、城跡を含む一帯を中央公園として整備することが都市計画決定され、広島城跡は都市公園としての性格も付加されながら整備が進められることとなった。昭和 32（1957）年、本市は復興を内外にアピールすることなどを目的として広島復興大博覧会の開催を決定し、その第 3 会場として天守を鉄筋コンクリート造で外観復元することとした。翌 33（1958）年 3 月に完成した天守は、博覧会終了後、人文系と自然科学系の両分野の資料展示を行う「広島城郷土館」として開館した。築城 400 年を契機とした平成元（1989）年には、天守を広島の武家文化を中心とした歴史資料を専門に扱う「広島城」としてリニューアルするとともに、史跡内の整備を進め、平成 3（1991）年に表御門・御門橋を、同 6（1994）年に平櫓・多聞櫓・太鼓櫓を、それぞれ復元整備している。

第 2 節 整備基本計画改定の目的

史跡広島城跡の整備計画は過去幾度か持ち上がっており、昭和 54（1979）年には関連資料の収集と整備の可能性について整理した「史跡広島城跡整備研究調査報告」が、昭和 60（1985）年には城郭建造物の復元可能性について検討を加えた結果が「史跡広島城跡整備予備調査報告」として、それぞれ取りまとめられていた。

平成元（1989）年に迎える築城 400 年を節目として史跡広島城跡の整備を行うとの方針を

本市が示したことを受け、昭和 61（1986）年度には「史跡広島城跡保存管理計画策定検討委員会」を設置して計画骨子の検討を行い、翌 62（1987）年度には「史跡広島城跡保存管理計画策定委員会」を設置して史跡広島城跡保存管理計画書の策定を行った。

「広島を訪れる多くの人々に被爆の実態を知らせると同時に、原爆によって破壊されたそれ以前の広島の歴史・文化を史跡広島城跡を通して知らせることが、世界平和に貢献する「ヒロシマ」の使命だと考える」として、史跡広島城跡を長い将来にわたって適切に保存しかつ有効に活用するための基本的方針が保存管理計画で示されたことを受け、平成元（1989）年にはこの方針に則って史跡の総合的整備を計画的に実施する指針として、現行の整備基本計画が策定され、これに基づいた整備事業が進められてきた。

両計画の策定から 30 年余りが経過した令和 6（2024）年、史跡を取り巻く社会情勢の変化に伴って実情にそぐわない部分や新たな課題なども生じつつあることから、広島城跡の持つ本質的価値とその構成要素を明確にするとともに、保存管理計画を今日的な視座で位置付け直すことを目的として、史跡広島城跡保存活用会議（以下「保存活用会議」という。）や文化庁等の指導・助言を受け、史跡広島城跡保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）を策定した。

今回行う史跡広島城跡整備基本計画の改定は、こうした先行計画の理念を継承し、保存活用計画及び保存活用会議において了承された整備の全体計画に基づいて、現行の整備基本計画に不足している検討内容や視点を補うとともに、各種整備の具体化に必要な基礎調査や埋蔵文化財調査などの実施スケジュールを定め、広島城跡の整備と活用の推進を図るために行うものである。

なお、以下、本文で使用する用語について、史跡指定された範囲に限定して言及する場合には「史跡広島城跡」を、広く城郭に相当する範囲を言及する場合には「広島城跡」を、近世に係る歴史的事項を記述する際には「広島城」を、それぞれ用いる。

表 1-〇 広島城跡整備に係るこれまでの動き

年	事項	備考	発掘調査	計画検討	具体化	整備工事
1964	二の丸への仮設木橋をコンクリート橋に改修					実施
1965	内堀改修工事（明治百年事業の一環として）	※フィルム敷				着手
1966						
1967						
1968						
1969						
1970	内堀改修工事終了					完了
1971	史跡広島城跡保存修理工事報告書刊行	※内堀改修工事一件				完了報告
1972						
1973						
1974						
1975						
1976						
1977						
1978						
1979	（7月）県教委、外郭10番櫓の調査を実施		発掘調査			
1979	史跡広島城跡整備研究プロジェクト検討会	※結果が下記報告		事前検討		
	史跡広島城跡整備研究調査報告書 （委託事業：保存科学研究会）			報告書		
1980	広島城跡外郭櫓跡発掘調査概報		報告書			
1981						
1982						
1983						
1984	広島城跡総合整備予備調査報告書刊行の準備			事前検討		
1985	広島城跡総合整備予備調査報告書刊行（委託事業：広島城跡整備調査団・市文化財保護審議会委員による）	※整備基本計画の事前検討		報告書		
1986	保存管理計画策定委員会を設置			事前検討		
1987	（7月）二の丸一次調査実施	※保存管理計画策定の一環	発掘調査			
1988	（3月）二の丸一次報告書刊行		報告書			
	（4月）保存管理計画策定				計画策定	
1988	広島城跡整備委員会を設置			事前検討		
	（5月）表御門の復元・御門橋改修・石垣整備に係る現状変更の事前協議	※一次調査概要を添付				
	（7月）二の丸二次調査実施	※整備基本計画策定の一環	発掘調査			
	（10月）表御門復元・御門橋改修基本設計 （委託事業：日本総合建築事務所）				基本設計	
	（12月）表御門の復元・御門橋改修・石垣整備に係る現状変更許可申請書の提出（実施設計・整備基本計画添付）	※同12月に市文化財審議会に諮問、問題なしとの答申後に提出			実施設計	
1989	表御門の復元・御門橋改修 整備着手					着手
1989	（3月）二の丸二次報告書刊行		報告書			
	（3月）整備基本計画策定				計画策定	
1990	（12月）二の丸平櫓・多聞櫓・太鼓櫓復元工事基本設計 （委託事業：文建協）				基本設計	
	堀川浄化事業着手					
1991	表御門の復元・御門橋改修 整備終了					完了
	（7月）二の丸平櫓・多聞櫓・太鼓櫓復元工事実施設計				実施設計	
1992						
1993						
1994	二の丸平櫓・多聞櫓・太鼓櫓の復元終了					
	堀川浄化事業完了					
1996	～2002本丸遺構保存状況調査の実施					

※本表は、引き続き事項の追加・更新を行う。

第3節 会議の設置と検討の経緯

1. 会議の設置

本計画の改定に当たっては、保存活用計画策定に引き続き、広島城跡の保存活用・整備の在り方について学識経験者からの意見を幅広く聞くため保存活用会議及びその専門部会である石垣部会を設置し、文化庁、広島県教育委員会（以下「県教委」という。）及び公益財団法人広島市文化財団（以下「文化財団」という。）をオブザーバーとして迎え、その意見・助言を得ながら検討を行った。

表 1-〇 史跡広島城跡保存活用会議の構成

区分	細分	専門分野	氏名	所属等
建造物		建築史	三浦 正幸	広島大学名誉教授、広島市文化財審議会委員、元広島城のあり方に関する懇談会座長、史跡原爆ドーム保存技術指導委員会委員長
記念物	日本史	日本史（近世以降）	棚橋 久美子	元広島大学客員教授、広島市文化財審議会委員、史跡原爆ドーム保存技術指導委員会委員
		日本史（近世）	三宅 正浩	京都大学大学院文学研究科准教授
	城郭	日本考古学中・近世城郭	中井 均	滋賀県立大学名誉教授、NPO法人城郭遺産による街づくり協議会理事長、織豊期城郭研究会代表
	石垣	土木工学	西形 達明	関西大学名誉教授、文化財石垣保存技術協議会評議員
	史跡	史跡整備	高瀬 要一（～R5.3.31）	元独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所文化遺産部長、（公財）琴ノ浦温山荘園理事長、史跡中小田古墳群保存活用・検討調整会議委員（委員在任時）
			内田 和伸（R5.8.15～）	元独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所文化遺産部長（兼）文化遺産部遺跡整備研究室長
埋蔵文化財		日本考古学	鈴木 康之	県立広島大学名誉教授、広島県文化財保護審議会委員、史跡中小田古墳群保存活用・検討調整会議委員
公園整備		環境デザイン	今川 朱美	広島工業大学工学部准教授、史跡中小田古墳群保存活用・検討調整会議委員、広島市緑化推進審議会委員、広島市都市デザインアドバイザー
植物学	生態・環境保全学		中越 信和（～R6.4.19）	広島大学名誉教授、広島市緑化推進審議会委員、広島市森づくり推進懇談会委員、史跡中小田古墳群保存活用・検討調整会議委員
	森林科学		江崎 次夫（R6.8.1～）	愛媛大学名誉教授
観光		地域政策	戸田 常一	安田女子大学現代ビジネス学部国際観光ビジネス学科教授、商工センター地区まちづくりビジョン検討会座長
オブザーバー			浅野 啓介	文化庁文化財第二課文化財調査官（史跡部門）
			中井 将胤	文化庁文化財第二課文化財主任調査官（整備部門）（R7.8.28～）
			森本 直人	県教委事務局管理部文化財課埋蔵文化財係主任（～R4.3.31）
			伊藤 大輔	県教委事務局管理部文化財課埋蔵文化財係主任（R4.4.1～R5.3.31）
			西隅 祐介	県教委事務局管理部文化財課埋蔵文化財係主任（R5.4.1～R6.3.31）
			深水 貴仁	県教委事務局管理部文化財課埋蔵文化財係主事（R6.4.1～）
			高野 和彦	文化財団文化科学部広島城館長（～R4.3.31）
			児高 静博	文化財団文化科学部広島城館長（R4.4.1～R7.3.31）
			大村 昭彦	文化財団文化科学部広島城館長（R7.4.1～）
			篠原 達也	文化財団文化科学部主任学芸員（R4.4.1～R6.10.31）
			荒川 正己	文化財団文化科学部主幹学芸員（R6.4.1～）

表 1-○ 史跡広島城跡保存活用会議 石垣部会の構成

区分	細分	専門分野	氏名	所属等
建造物		建築史	三浦 正幸	(保存活用会議委員と兼任)
文化財	石垣	土木工学	西形 達明	(保存活用会議委員と兼任)
		地盤工学	橋本 涼太	京都大学大学院工学研究科准教授
	史跡	石垣築造	高瀬 哲郎 (～R6.1.24)	石垣技術研究機構代表、元佐賀県立名護屋城博物館学芸課長
		文化財学	乗岡 実	元岡山市教育委員会文化財課長
オブザーバー			篠原 達也	文化財団文化科学部主任学芸員

史跡広島城跡保存活用会議開催要綱

(開催)

第1条 史跡広島城跡の保存活用のあり方について、学識経験者等からの意見を幅広く聴くため、史跡広島城跡保存活用会議（以下「会議」という。）を開催する。

(意見聴取)

第2条 会議において、次に掲げる事項についての意見を聴取する。

- (1) 史跡広島城跡保存活用・整備基本計画策定に関すること。
- (2) 史跡広島城跡の石垣のあり方に関すること。
- (3) 広島城天守閣の整備に関すること。
- (4) その他史跡広島城跡保存活用に当たって必要と認められる事項

(構成)

第3条 会議は、次に掲げる者の出席をもって開催する。

- (1) 建造物・史跡整備・石垣・埋蔵文化財等文化財に関する学識経験者、専門家
- (2) 公園整備、植物学、観光に関する学識経験者、専門家
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

(座長・副座長)

第4条 会議に座長及び副座長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 座長は、会議を進行する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、教育委員会が必要と認めるときに開催する。

2 会議は、公開とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは非公開とすることができる。

3 会議において、教育委員会は、必要に応じて、関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

4 教育委員会は、第2条に掲げる事項について専門的意見を聞く必要があるときは、座長と協議の上、専門分野に関する委員等を招集し、部会を開催することができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、市民局文化スポーツ部文化振興課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、市民局長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月23日から施行する。

2. 検討の経緯

保存活用会議及びその専門部会である石垣部会では、事務局が作成した素案を基として計画に必要な各種事項の検討を行い、そこで得られた意見・助言を踏まえて保存活用計画の策定並びに整備基本計画の改定作業を行った。会議の開催日と主な議題については表 1-〇に示す。

表 1-〇 史跡広島城跡保存活用会議等の経緯

開催日		内容
第1回	令和4年2月21日	座長選任、事業概要、スケジュール
第2回	令和4年3月30日	保存活用計画素案審議（現行計画の評価、史跡の本質的価値ほか）
第3回	令和4年12月1日	前回会議の修正案審議、保存活用計画素案審議（現状と課題ほか）
第4回	令和5年8月29日	保存活用計画素案審議（大綱、保存・管理、調査研究）
—	令和5年11月29日	第1回石垣部会（石垣カルテの作成について）
第5回	令和5年12月19日	保存活用計画素案審議（史跡の活用・整備、運営・体制の整備）
—	令和6年1月12日	関係課意見照会（第1回）
—	令和6年3月18日	関係課意見照会（第2回）
—	令和6年6月27日～ 令和6年7月26日	市民意見の募集
第6回	令和6年9月3日	保存活用計画全体案審議
—	令和6年10月31日	史跡広島城跡保存活用計画 策定
—	令和6年11月22日	第2回石垣部会（令和6・7年度の発掘調査について、石垣カルテ作成マニュアルの改訂について、石垣カルテ作成状況及び今後の計画について）
第7回	令和7年3月28日	整備基本計画改定素案審議（整備基本計画の改定について、史跡広島城跡の発掘調査等について）
第8回	令和7年8月28日	整備基本計画改定素案審議（整備基本計画改定素案について、今年度の発掘調査について、今後の発掘調査方針について、令和8年度の発掘調査計画について）
		以下継続

3. 事務局の体制

事務局は広島市市民局文化スポーツ部文化振興課文化財担当に置き、検討内容の進展や検討分野の多様化に応じ、文化財団文化科学部から専門的人材の参画を受け、事務局の体制拡充を図っている。事務局の構成については表 1-〇に示す。

表 1-〇 事務局の構成

区 分	役 職	氏 名
令和 3 年度	文化スポーツ部長 文化振興課文化財担当課長 主幹 策定支援業務	松嶋 博孝 平田 太 上村 健・松葉 太郎 (株) パスコ
令和 4 年度	文化スポーツ部長 文化振興課文化財担当課長 主幹 主事 策定支援業務	高山 豊司 平田 太 松葉 太郎 秋本 雅彦 (株) パスコ
令和 5 年度	文化スポーツ部長 文化振興課文化財担当課長 主幹 主事 策定支援業務	高山 豊司 柳澤 健輔 木村 一英 秋本 雅彦 (株) パスコ
令和 6 年度	文化スポーツ部長 文化振興課文化財担当課長 主幹 主事 文化財団文化科学部 策定支援業務	光田 直史 柳澤 健輔 木村 一英 秋本 雅彦・小野 多恵 高下 洋一 (株) パスコ
令和 7 年度	文化スポーツ部長 文化振興課文化財担当課長 主幹 主事 文化財団文化科学部 策定支援業務	光田 直史 柳澤 健輔 木村 一英 秋本 雅彦・小野 多恵 高下 洋一・板木 達也・篠原 達也 (株) パスコ
令和 8 年度		以下継続

第4節 関連計画との関係

今回の整備基本計画の改定に当たっては、本市の施策を具体化する「広島市実施計画」及び推進される各種関連計画との整合性を保ち、既存の広島城跡についての各計画で示されてきた方向性や具体化方法を継承、あるいは包括した計画となるよう位置付けるものとする。なかでも史跡が内包されている中央公園の活用理念が示された「中央公園の今後の活用に係る基本方針」については積極的な調整・連携を図りながら、広島城跡を後世へ確実に継承していくためのより良いまちづくりのあり方について、継続的に検討を続ける必要がある。

1. 上位計画・関連計画の概要

上位計画・関連計画の概要について表1-〇から表1-〇に抜粋する。なお、史跡広島城跡に直接係る事項以外に、旧広島城範囲を対象とした事項、広島城跡が所在する中央公園に関連する事項、名勝縮景園など広島城跡に関連の深い事項、また、ユネスコの世界遺産である史跡原爆ドームを始め名勝平和記念公園を含めたピースツーリズムの活用に係る事項など、一体的な活用を目指すことが望ましい事項について言及している箇所についても併せて掲載している。

図1-〇 史跡範囲と計画対象範囲



今回改定する史跡広島城跡整備基本計画が対象とする区域は、基本的に広島城跡の史跡指定範囲であるが、保存活用計画において、史跡周囲の公園緑地帯（史跡外周部）については史跡と一体的な整備活用を目指す範囲であり、①本来の城郭範囲（西は旧太田川（本川）、北・東・南は外堀）と史跡が含まれる中央公園から国名勝平和記念公園一帯、②東側に位置する国名勝縮景園、③外堀の外側に広がっていた旧城下町範囲については、連携した活用を検討する範囲として捉える、としていることから、周辺で展開されている施策についても十分配慮し、市民の共有財産である文化財を将来に継承していくためのより良い方針を定め、組織的に取り組んでいく体制を作り出していくことが必要である。

表 1-〇 広島市実施計画第 3 期

記載箇所	文化財との関連（広島城跡との関連）
「広島市実施計画(2025-2030)第3期「世界に誇れる『まち』広島」創生総合戦略（2025年度3月改訂版）」 計画期間：2025～2030年度 （企画総務局政策企画部政策企画課）	
概要：広島市総合計画の実施計画として、本市が「国際平和文化都市」となるために必要となる事務事業の計画及び財政計画を定める。また、「まち・ひと・しごと創生法」第10条に基づく広島市のまち・ひと・しごと創生総合戦略として、人口減少に歯止めを掛け、将来にわたって活力ある地域社会を維持するための施策や事務事業を定める。	
IV. 基本目標と施策 基本目標 1 世界に輝く平和のまち	
第1章「平和への願い」を世界中に広げるまちづくり 第2節「ヒロシマの心」の共有の推進	2 被爆体験の継承・伝承 …被爆建物・被爆樹木の保存・継承、…被爆の実相を守り、広め、伝える取組を推進する。
IV. 基本目標と施策 基本目標 2 国際的に開かれた活力あるまち	
第2章 活力の創出と都市の個性の確立を目指したまちづくり 第1節 都市機能の充実強化	1 楕円形の都心づくりの推進 【主な事業】 ・基町相生通地区市街地再開発事業の推進 市街地再開発事業を支援するため、工事等に要する経費を補助する。 ・ファミリープールエリアの再整備 エリア全体を…様々な機能を持つ居場所を提供できるよう新たな施設を整備する。 ・青少年センター跡地等の活用 …一連のゾーンについては、水辺空間と一体となった潤いのある空間の整備に向けた検討を行う。 ・基町第17アパートの更新 …老朽化した基町第17アパートを更新する。
第3節 観光の振興	1 広域周遊観光の取組の推進 【主な事業】 ・広島城観光振興事業 広島城を魅力ある観光資源として磨きをかけ、世界遺産の原爆ドームや平和記念公園と並ぶ観光資源として活性化させることで、観光客の増加を図る。 3 MICEの取組の推進 MICEに係る支援制度の強化や圏域内の歴史的建造物などの魅力的な地域資源の活用、…MICEの取組を推進する。 4 誘客拡大と観光消費額の増大に向けた取組の推進 (1) …ピースツーリズムの推進、神楽等の伝統芸能の活用、…築城から430年以上に及ぶ歴史・文化を伝える広島城の魅力の向上を図る。
第3章 地域特性に応じた個性的な魅力を生かしたまちづくり 第1節 デルタ市街地やその周辺部中山間地・島しょ部のまちづくり 第1項 デルタ市街地の魅力あるまちづくりの推進	1 地域資源を生かしたまちづくりの推進 (3) 広島城の活用や西国街道を軸としたまちづくりなど、歴史的資源を生かしたまちづくりを進める。 2 良好な景観の形成 (1) 景観に関する市民意識の醸成や建築物等の景観誘導などにより、本市の特性を生かした良好な景観の形成に取り組む。 (2) 原爆ドーム北側のエリアにおける高さ制限等により、平和記念資料館本館下から原爆死没者慰霊碑を経て原爆ドームを望む南北軸線上の眺望景観を保全・形成する。

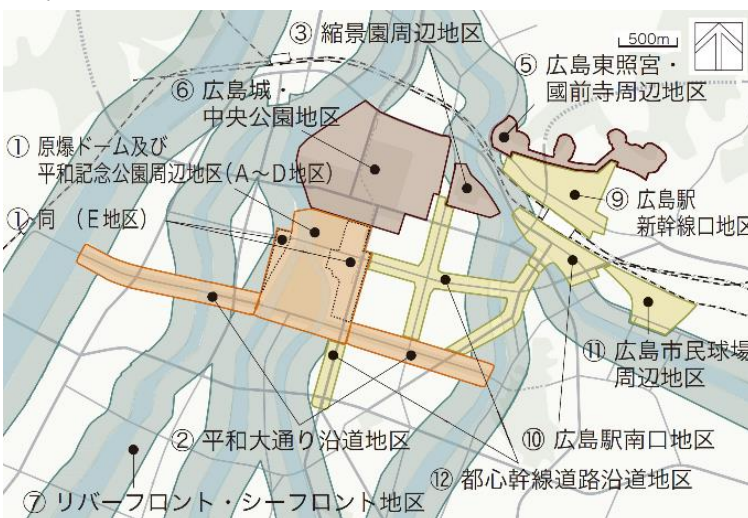
記 載 箇 所	文化財との関連（広島城跡との関連）
IV. 基本目標と施策 基本目標3	文化が息づき豊かな人間性を育むまち
第4章 多様な市民が生き生きと暮らせるまちづくり 第1節 高齢者や女性を始め全ての市民の意欲と能力が発揮できる環境づくりの推進 第3項 生涯にわたり学習し活躍できる環境づくりの推進	【主な事業】 ・浅野文庫等施設（仮称）整備 浅野文庫資料や…古文書等の保存・継承や調査・研究、資料収集、展示、図書閲覧等を目的とする郷土の文化と歴史の専門図書館を整備する。 ・郷土資料館管理運営 郷土の歴史に関する資料を収集、保管、展示して市民の利用に供することにより、その教養や調査研究に寄与し、市民の生涯学習活動の推進を図る。
第2節 文化・スポーツの振興 第1項 文化の振興	3 伝統芸能・文化遺産の適切な保存・活用とその継承 史跡広島城跡を始めとする文化財の保存・整備を推進するとともに、伝統芸能・文化遺産の次世代への保存・継承活動の促進や、広島で長年親しまれ、受け継がれてきた伝統芸能・文化遺産の魅力発信とその価値を高める活用に取り組む。 【主な事業】 ・博物館施設の在り方の検討 広島市博物館基本構想策定時からの社会情勢の変化等を踏まえ、博物館施設の在り方の整理・検討を行う ・広島城の魅力向上 広島城三の丸歴史館及び三の丸にぎわい施設の整備に取り組むほか、天守の木造復元に向けた調査・検討を進める。また、取組の一環として、史跡広島城跡の本格的整備に先立つ計画策定・基礎調査等を実施する。

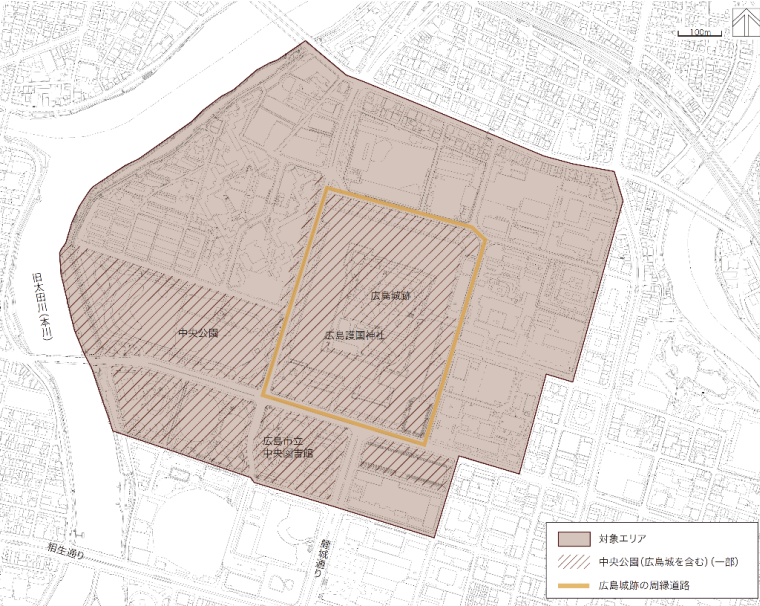
表 1-〇 広島市都市計画マスタープラン

記 載 箇 所	文化財との関連（広島城跡との関連）
「広島市都市計画マスタープラン」 平成25（2013）年8月策定 目標年次：2030年 （「広島市立地適正化計画」 作成年度：平成31（2019）年1月） （都市整備局都市計画課）	
概要：本計画は、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、「広島市基本構想」や「広島圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」などの上位計画に即して定める。広島市立地適正化計画は、「集約型都市構造」への転換を着実に進めていくためのアクションプランである(図1-〇)。	
第3章 都市づくりの目標と方針 方針4 広島ならではの資源を活用した都市づくり 方針6 美しく品があり、人々に“広島”を印象づけることができる都市景観の創出	・……次世代の市民や広島を訪れた人々に、被爆の実相と平和都市として建設されてきた歴史を正しく伝えられる都市環境の形成にも取り組む。 ・広島城や不動院などの歴史資源、水と緑といった自然資源を生かした美しい都市空間も、国内外の多くの人を惹き付け観光の振興に寄与する……広島市全域を対象とした「広島市景観計画」を策定し、良好な景観を形成することの意義や必要性について市民や事業者と意識の共有化を図りながら、総合的かつ計画的な景観行政を進める。
第5章 分野別の方針 1. 土地利用	(5)土地利用に係る制度の運用方針など イ 地域地区【防火・準防火地域】（図1-〇） ・大火のおそれがある市街地において延焼遮断帯の形成を進めるため、幹線道路の整備にあわせて沿道に防火・準防火地域を指定する。 ウ 地区計画【市街化区域内】（図1-〇、〇） ・都心、拠点地区など、商業・業務施設の集積を進める地区においては、地区計画制度を活用し、土地の高度利用及び良好な都市景観の形成を誘導する。
2. 都市施設の整備・活用	(2)公園・緑地など ア 基幹公園（図1-〇） ・各区での都市基幹公園（総合公園、運動公園）の整備状況を踏まえ、公園の計画的な整備や周辺環境に対応した再整備を進める。 (3)下水道（図1-〇） (4)その他 エ 教育文化施設 ・市民の学習活動を支援するとともに、新しい文化創造の拠点として学術文化の発展に寄与するため、博物館機能の在り方について調査・研究に取り組む。
6. 都市の魅力向上	・広島歴史・文化を伝える魅力的な資源や豊かな水と緑に囲まれた自然を生かして、個性的で魅力ある都市景観の形成に取り組む。 (1)地域資源を生かした交流・レクリエーション空間の整備 ア 平和への思いを継承していく都市環境の形成 (ウ)被爆の実相を後世に継承するため、被爆建物や被爆樹木などの保存・継

記載箇所	文化財との関連（広島城跡との関連）
	承に取り組む。 ウ 歴史的資源を生かした都市環境の形成 (ア)歴史的文化遺産の保存・活用とこれらを生かした観光ルートの整備などを進める。 (2) 広島らしい風情があり、おもてなしの心あふれる景観の形成 広島都市資源や自然環境を生かして、個性と魅力のある都市景観を形成する。 ア 広島都市資源や自然環境を生かした都市景観の形成 (ウ)歴史や文化の香り漂う都市景観の形成 ・不動院、名勝縮景園など、歴史的な建造物や庭園のたたずまいと調和した周辺環境の形成を図る。

表 1-〇 広島市景観計画

記載箇所	文化財との関連（広島城跡との関連）
「広島市景観計画」平成26（2014）年7月告示 令和4（2022）年1月改定 目標年次：2030年 （都市整備局都市計画課）	
概要：景観法第8条に基づき、本市が景観行政団体として策定するものであり、第6次広島市基本計画の部門計画。また、本計画は、「広島市基本構想」及び「広島市基本計画」に即したものとするとともに、都市計画法に基づいて定めた「広島市都市計画マスタープラン」と整合を図り策定する。 ※景観計画に示す方向性は、被爆100周年（2045年度）に向けた本市の景観形成のあり方を展望したもの。	
第3章 理念・基本方針 2. 基本方針	世界に誇れる「まち」の実現に向けて、広島歴史・文化を伝える魅力的な資源や豊かな水と緑に囲まれた自然を生かした個性的で魅力ある景観づくりを進め、美しく品のある都市景観を創出する。 (2) 歴史や文化の香り漂う景観づくり 被爆後の歴史のみならず、広島のにしえからの歴史や文化を直接感じることのできる貴重な資源の価値を再認識し、これらを守り生かしながら、地域に根ざした長年の歴史や文化の香り漂う景観づくりを進める。
第5章 景観計画区域等 2. 景観計画重点地区（13地区） 歴史・文化 歴史や文化の香り漂う景観づくり	景観計画重点地区（①～⑬）と景観づくりの方向性（図1-8） 景観形成の四つの基本方針（平和、歴史・文化、水と緑、にぎわい・おもてなし）を踏まえ、13地区を景観計画区域の中で重点的に取り組む地区（景観計画重点地区）として設定し、地区ごとの景観特性を踏まえた景観づくりの方向性を定め、それを踏まえた建築物や工作物の形態意匠の基準、高さの最高限度の基準及び良好な景観の形成のための基準により、きめ細かな景観づくりを進める。 ⑥広島城・中央公園地区 国の史跡指定を受けた広島城跡を始め、文化・スポーツ施設などの多様な都市機能と公園の持つ緑のオアシス機能が調和した美しい景観づくりを進める。 

記 載 箇 所	文 化 財 と の 関 連（広島城跡との関連）
第7章建築物・工作物等の届出制度 ⑥広島城・中央公園地区 1 対象エリア	広島城跡（堀等を含む）から北は城北通り、西は旧太田川（本川）までの区域、東は広島城跡の周辺道路端から一街区の区域、南は中央公園の区域（ただし、原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区のエリアと重複する部分を除く）及び広島市民病院の敷地を基本に、以下のとおりとする。 
2 景観形成の方針	景観形成の方針 *都心に立地する多様な*都市機能と公園の持つ緑のオアシス機能が調和した景観を形成します。 ア 広島城・中央公園周辺の既成市街地においては、広島城及び広島城跡への眺望に配慮します。 イ 平和記念資料館本館、原爆死没者慰霊碑、原爆ドームを結ぶ南北軸の延長線上及びその周辺のエリアは、原爆ドームの背景としての平和記念公園からの見え方や、中央公園との連続性に配慮します。 ウ 外壁等の色彩については、広島城及び広島城跡のたたずまいと調和したものとし、高明度、低彩度色を基調としたものとします。 エ 歩行者空間に面する建築物等の低層階は、ヒューマンスケール、素材、色彩などに配慮するとともに、歩行者空間と一体となるようデザインを工夫し、地区の雰囲気演出に努めます。 オ 景観に潤いを与えるため、敷地内緑化を進め、建築物等においては屋上緑化や壁面緑化に努めます。 カ 平和記念資料館本館下の視点場から見た南北軸線上の眺望景観に配慮します。

記 載 箇 所	文 化 財 と の 関 連 （ 広 島 城 跡 と の 関 連 ）		
3 届出対象行為	届出対象行為	種 類	規 模
	建築物の建築等	新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(外壁面、屋根面又は舗装面その他屋外に面する部分の面又は屋根面について、色彩の変更に係る部分(陸屋根の防水措置に係る部分を除く。)の面積が2分の1を超えるもの)	(1) 高さ13メートル(「幅員が10メートルを超える道路に係る沿道の角地又は当該地区内の主な河川に面する部分 ^{※1)} に係る建築物等」にあつては、高さ7メートル)を超えるもの
	工作物1(表1)の建設等		(2) 建築(築造)面積が1,000平方メートルを超えるもの
	工作物2(表2)の建設等		(3) 原爆ドーム北側眺望景観保全エリアにおいて、建築物の屋上部分等に設置する工作物で、工作物の下端の標高が「5 高さの最高限度の基準」に定める高さ ^{※2)} から13m減じた高さを超えるものにあつては、規模にかかわらず全て
	〈表2〉		
	工作物2		
	携帯電話等基地局アンテナ(規模にかかわらず全て)		
	駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場及びこれに類する駐輪場(時間貸し駐車場等)(規模にかかわらず全て)		
	機械式自動車車庫(地上段数が2以上のものに限る。)		
	擁壁(高さ2メートルを超えるものに限る。)であつて道路に接して設けるもの		
塀及び柵(高さ1.5メートルを超えるものに限る。)であつて道路に接して設けるもの			
日よけ、雨よけその他これらに類するもの(規模にかかわらず全て)			
自動販売機(「中央公園(広島城を含む)の区域内、及び広島城跡の周縁道路に面する部分 ^{※2)} に設置するもの全て)			
※1 主な河川に面する部分：主な河川から50メートル以内の範囲とする。以下この地区において同じ。			
※2 広島城跡の周縁道路に面する部分：広島城跡の周縁道路から25メートル以内の範囲とする。以下この地区において同じ。			
4 形態意匠の基準	概要：建築物について形態の基準、色彩の基準、工作物についてはその種別ごとに形態の基準、色彩の基準が定められている。広島城・中央公園地区の使用可能色については、1基調色、2補助色、3強調色、4屋根色が定められている。		
5 高さの最高限度の基準	概要：原爆ドーム北側眺望景観保全エリアに史跡範囲の北西及び緑地帯の北西範囲の一部が含まれており、建築物・工作物について高さの最高限度が定められている。		
6 良好な景観の形成のための基準	概要：「原爆ドーム北側眺望景観保全エリアにおいては、レーザー光線やサーチライト等の照明装置で上空に向かって照射するなど、原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区における南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿に影響を及ぼすものは設置しない」とされている。		

表 1-○ 第 3 次広島市環境基本計画・広島市みどりの基本計画・広島市みどりの推進計画

記載箇所	文化財との関連（広島城跡との関連）
「第 3 次広島市環境基本計画」令和 3（2021）年 3 月策定 計画期間：2021～2025 年度	
（環境局環境政策課） 「広島市環境基本計画」平成13（2001）年10月策定、第2次広島市環境基本計画 平成28（2016）年 3 月策定 概略：広島市環境の保全及び創造に関する基本条例第34条第 1 項の規定に基づき策定する、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画で、「第 6 次広島市基本計画」の環境に関する部門計画。	
第 2 章目指すべき環境像と基本目標 第 4 章施策の方針	2 自然と調和した美しく品のある都市景観の創出 (1) 美しく品のある都市景観の創出 水と緑に代表される本市の豊かな自然や平和記念公園、平和大通り、河岸緑地等の市街地の特徴的な景観を生かしながら、市民、事業者、関係行政機関等が連携し、美しく品のある都市景観の創出に取り組む。
「広島市みどりの基本計画」令和 3（2021）年 2 月策定 目標年次：2021年～2030 年	
（都市整備局緑化推進部） 概略：都市緑地法第 4 条第 1 項に基づき本市が策定する、緑地の保全や緑化の推進に関する将来像や目標、施策等を定めるマスタープラン。これにより、「都市公園の整備及び管理」、「緑化の推進」、「緑の保全」に関する施策を総合的・計画的に推進する。「第 6 次広島市基本計画」の部門計画であり、上位計画である「第6次広島市基本計画」や他の関連計画と整合を図る。	
「広島市みどりの推進計画」令和 3（2021）年 2 月策定（令和6（2024）年8月改訂） 目標年次：2021～2025 年	
概略：「広島市みどりの基本計画（2021-2030）」に示した施策を計画的・効率的に推進するためのアクションプログラム。各事業の取組内容や実施主体、実施時期などを示している。	
第 4 章 施策体系別アクションプログラム 基本方針 1 魅力あるまちの基盤となるみどりの創出と活用 基本方針 2 広島らしい景観を形成するみどりの創出と活用 基本方針 4 市民とともに取り組む持続可能なみどりづくりと活用	施策方針(1) まちに風格とにぎわい、潤いをもたらす緑・オープンスペースの創出 施策③ 民間活力を活用した公園緑地の再整備 12 広島城の魅力向上 広島城三の丸歴史館及び三の丸にぎわい施設の整備に取り組むほか、天守の木造復元に向けた調査・検討を行う。 （広島城三の丸歴史館） 令和3～8(2021～2026)年度 基本計画策定、基本・実施設計、整備工事、供用開始 （三の丸にぎわい施設） 令和3～8(2021～2026)年度 事業者の選定、事業者による設計・整備、一部供用開始（令和6(2024)年度）、供用開始（令和8(2026)年度） 施策⑤ 民有地における質の高い緑とオープンスペースの創出 26 魅力ある都心づくりの推進（基町相生通地区市街地再開発事業） 紙屋町・八丁堀地区の活性化に向けた…特定都市再生緊急整備地域の地域整備方針を踏まえ、ひろしまの原風景を想起する…質の高いオープンスペースを創出する。 施策方針(4) 背景となる緑と調和したまちのみどりの創出 施策⑪ 都心を回遊する「水・花・緑のネットワーク」の形成 42 中央公園の再整備 中央公園全体の大きな方向性を定めた「中央公園の今後の活用に係る基本方針」に基づき、回遊性・アクセス性の向上に取り組む。 施策方針(7) 持続可能な「みどりづくり」に向けた人材の育成と仕組みの準備 施策⑯ 市民意識の醸成 76 花と緑に関するイベントの充実 広島城大菊花展 施策方針(9) 平和を象徴する緑の継承 施策⑳ 供木や被爆樹木などの継承 97 被爆樹木などの樹勢の回復 被爆した樹木の樹勢を回復させるため、それぞれの樹木に応じた周辺土壌の改良などを行う。また、市民に被爆樹木の樹勢観察を呼びかけるなど、市民との協働による被爆樹木の保有に努める。

2. 都市計画上の制限

史跡広島城周辺の都市計画の制限について図 1-〇から図 1-〇及び表 1-〇に示す。

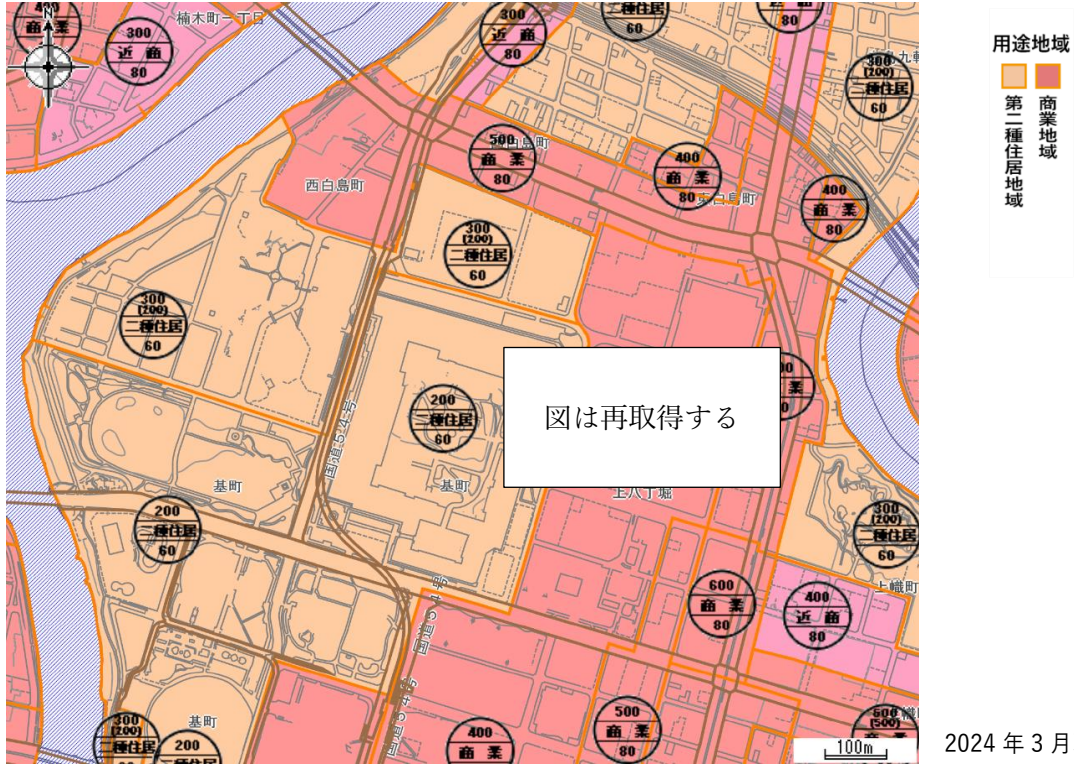


図 1-〇 用途地域（「ひろしま地図ナビ」より）

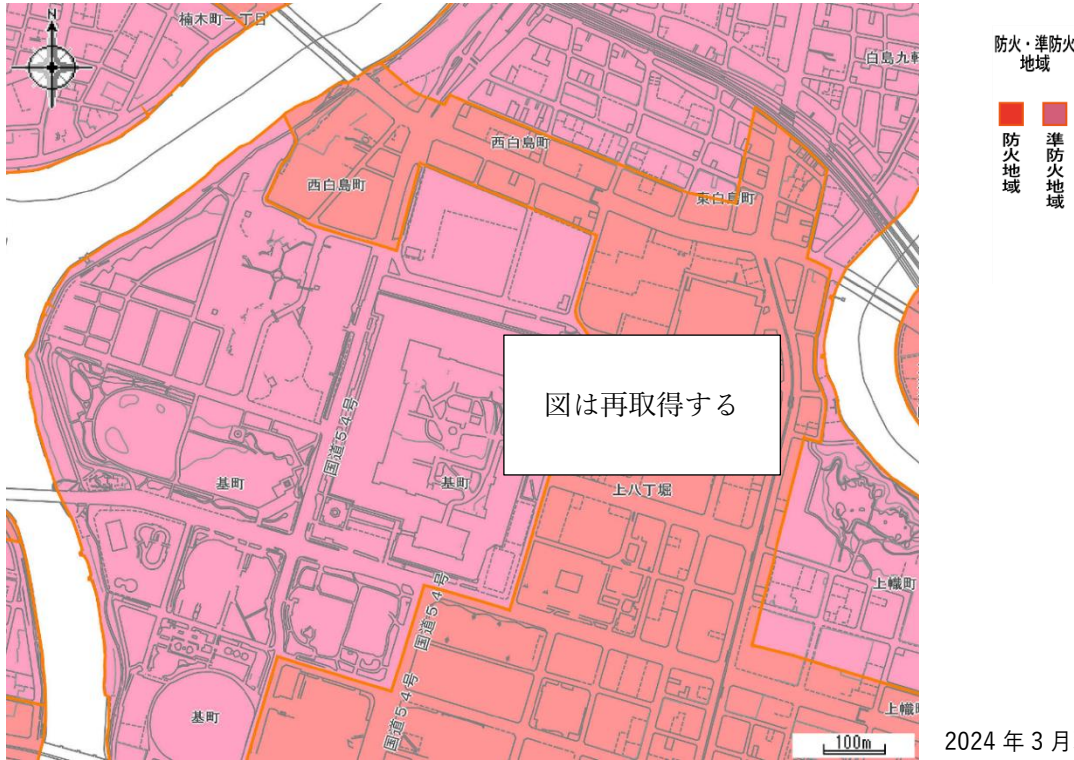


図 1-〇 防火・準防火地域（「ひろしま地図ナビ」より）



図 1-〇 都市施設（「ひろしま地図ナビ」より）

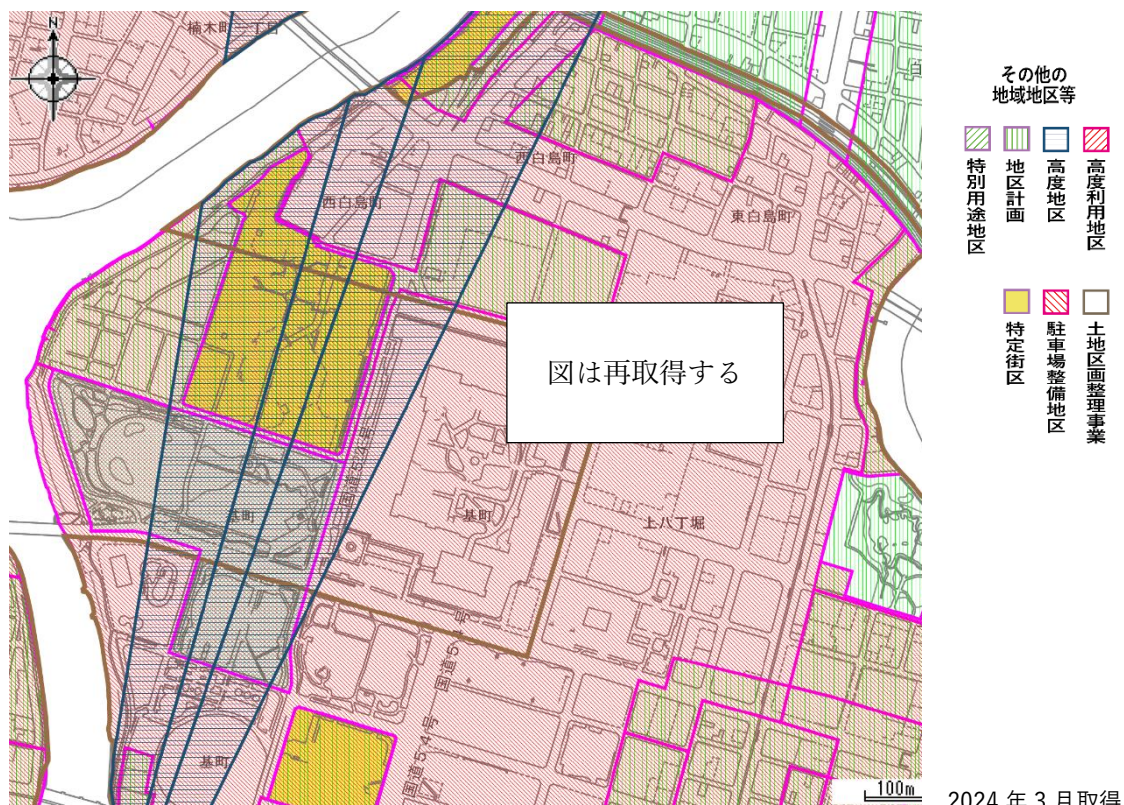
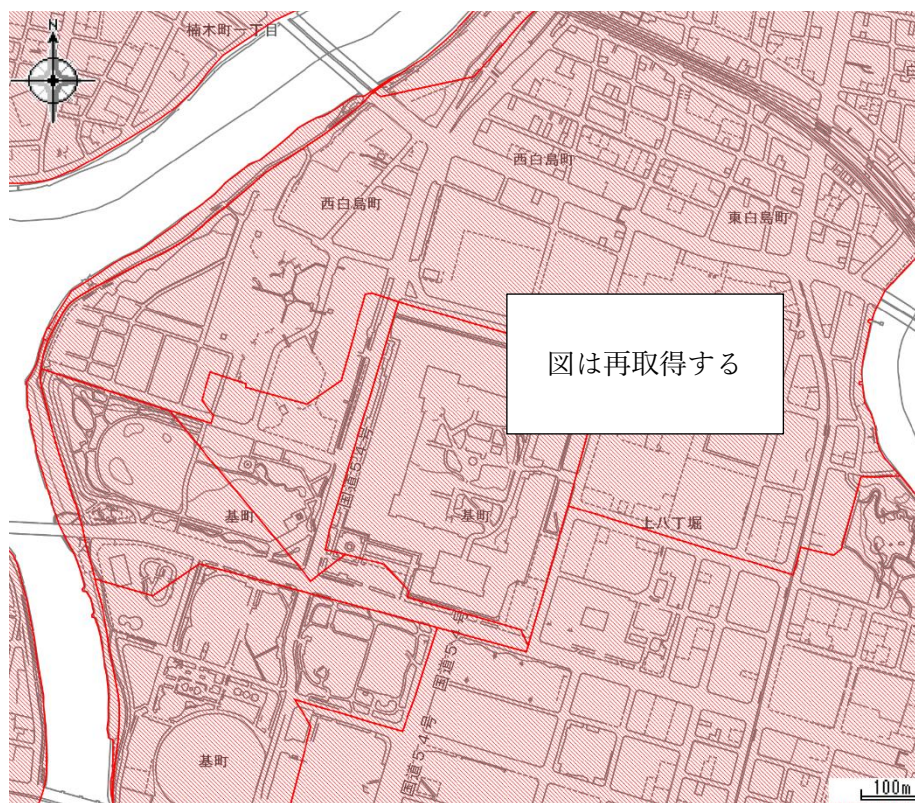


図 1-〇 その他の地域地区（「ひろしま地図ナビ」より）

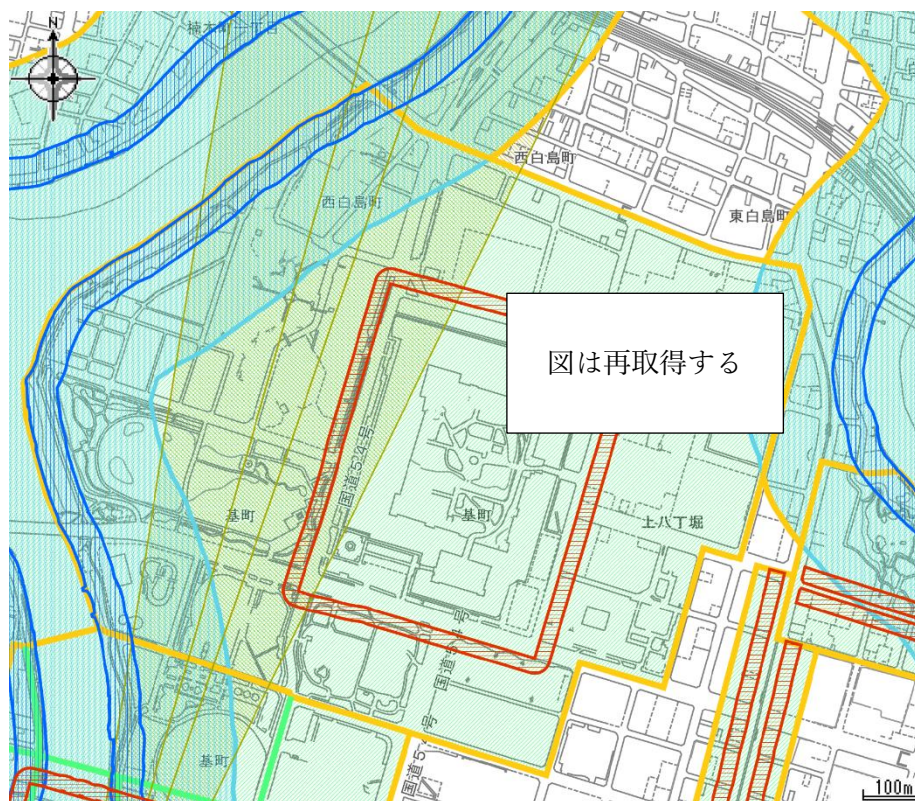


下水道情報

 汚水供用開始区域
 (区維持管理課・区地域整備課)

2024 年 3 月取得

図 1-〇 下水道情報（「ひろしま地図ナビ」より）



景観計画

 原爆ドーム北側眺望景観保全エリア
 景観計画重点地区
 主な幹線道路等に面する部分

2024 年 3 月取得

図 1-〇 景観計画（「ひろしま地図ナビ」より）



図 1-〇 立地適正化計画（「ひろしま地図ナビ」より）

表 1-〇 史跡広島城跡周辺の都市計画関連属性表（2024 年 3 月取得）

属性表			
市街化区域及び市街化調整区域	市街化区域	用途地域	第二種住居地域
建蔽率	60%	容積率	200%
防火地域・準防火地域	準防火地域	公園	5・6・302号中央公園
駐車場整備地区	広島駐車場整備地区	污水供用開始区域	指定あり
景観計画重点地区・一般区域（景観計画関係）	景観計画重点地区（広島城・中央公園地区）	都市機能誘導区域	高次都市機能誘導区域（都心型）
居住誘導区域	指定あり	表は再取得する	